令和９年度
国立市
固定資産税（償却資産）申告の手引き

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、法人や個人で、工場や商店、共同住宅などを経営され、その事業のために使用している資産（構築物、機械装置、船舶、工具・器具及び備品などの償却資産）をお持ちの方には、毎年１月１日現在の国立市内にある資産の所有状況を申告していただくことになっています（地方税法第383条）。

また、国立市では、事業のために使用している資産をお持ちでない場合でも、申告書の提出をお願いしています。

つきましては、この「申告の手引き」をご参照の上、申告書を作成し、期限（令和9年2月１日）までにご提出ください。

提出期限　令和9年２月１日（月）

提出期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、令和9年１月20日ごろまでにご提出くださいますようお願い申し上げます。

【申告書の提出先・お問い合わせ】

国立市役所　政策経営部　課税課　固定資産税係

〒186−8501
東京都国立市富士見台二丁目47番地の１（１階14番窓口）
TEL：042−576−2111（内線：101）
市 HP：https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/

目 次

Ⅰ 償却資産の申告について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

申告していただく方/申告方法/提出書類/申告書等の提出期限

Ⅱ 償却資産とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5

償却資産とは/申告の対象となる資産/申告の対象とならない資産/
(参考)少額の減価償却資産の取扱いについて/償却資産の種類と具体例/
業種別の主な償却資産/家屋と償却資産の区分

Ⅲ 償却資産の評価と課税について ・・・・・・・・・・・・P.10

償却資産の評価方法/課税標準と税額/課税台帳の閲覧及び審査の申し出/
非課税及び課税標準の特例について/国税との主な比較/償却資産に関する法令等

Ⅳ 償却資産申告Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.15

Ⅴ 償却資産申告書等の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・P.16

Ⅰ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和9年1月1日現在、国立市内に償却資産を所有している方です。廃業・解散・転出された場合も必ず申告を行ってください。また、資産の増減がない方も申告書の提出が必要です。

なお、次に該当する方も申告が必要になります。

(1)償却資産を国立市内の事業者に賃貸(リース)している方
(2)所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
(3)所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
(4)割賦販売などで、所有権が売主に留保されている償却資産の場合、原則として買主の方
(5)償却資産の所有者が不明な場合、実際に使用している方
(6)償却資産を共有されている方

※各々の持ち分に応じて個々に申告するのではなく、共有者全員が連名で申告してください(例:国立 太郎 国立 花子)。

(7)内装、造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)の方

2 申告方法

(1) 電子申告(eLTAX)による申告

国立市では、固定資産税(償却資産)の申告について、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットによる受付を行っています。ぜひご利用ください。

詳しくは、下記及び eLTAX ホームページをご覧ください。

申告書の提出は eLTAX による電子申告をご利用ください

eLTAX は、地方税共同機構の運営する地方税ポータルシステムです。自宅やオフィスから簡単・便利に利用でき、市役所閉庁時間でも受け付けています。

利用時間は、8時30分から24時まで(土日祝日、年末年始を除く)

※詳細なご利用方法や具体的な操作方法等については、eLTAX のホームページをご覧いただくか、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ　https://www.lta.go.jp/eltax/　エルタックス　検索

eLTAX ヘルプデスク　☎:0570-081459(つながらない場合:03-6745-0720)

受付時間:9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)

(2) 直接来庁して申告

国立市役所1階14番窓口(固定資産税係)にご提出ください。

(3) 郵送で申告

申請書を郵送で提出する場合は、下にありますラベルを切り取り、封筒に貼付してご利用ください。

※郵送で申告書を提出される方で、受付印を押した控えが必要な場合、「提出用」をコピーするなど「控え」を作成の上、「提出用」とあわせてご提出ください。その際、返信先を明記の上、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。封筒に不備がある場合は返送いたしかねます。

〒186-8501
東京都国立市富士見台二丁目47番地の1

国立市役所政策経営部課税課固定資産税係
償却資産担当　宛

3 提出書類

●本年度から初めて申告される方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書
注 意 点	・令和9年1月1日現在、市内に所有しているすべての償却資産を申告してください。 ・償却資産をお持ちでない方は、『20 □該当資産なし』にチェックしてください。

●前年度までに申告をされている方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産用）
注 意 点	・前年中に増加した資産を種類別明細書に記入してください。 ・前年中に減少した資産がある場合は、償却資産明細書の該当資産を二重線で抹消し、全部又は一部の区分及び減少理由を赤でご記入ください。 ㊟前年より前に減少した資産、増加した資産の申告漏れは過年度の修正申告が必要です。 ・資産に変更がない方は、『19 □資産に増減なし』にチェックし、申告書のみをご提出してください。

●自社電算機により、全資産申告をされる方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書
注 意 点	・令和9年1月1日現在、国立市内に所有しているすべての償却資産について、評価額を算出し、種類別明細書を添付の上、申告してください。自社様式の償却資産申告書による提出でも差し支えありません。

●転出・廃業・解散された方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書
注　意　点	・償却資産申告書『21　□転出・廃業・解散・その他』にチェックし、当該年月日を記入してください。

●相続により資産を取得された方（名義変更）

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書
注　意　点	・相続などで所有者が変更された場合は、所有者欄『2　住所』『3　氏名』を二重線で消し、現在の所有者をご記入ください。

4　申告書等の提出期限

令和9年2月1日（月）

※郵送で申告書を提出される方で、受付印を押した控えが必要な場合、「提出用」をコピーするなど「控え」を作成の上、「提出用」とあわせてご提出ください。その際、返信先を明記の上、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。封筒に不備がある場合は返送いたしかねます。

㊟申告をしなかった場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び国立市市税賦課徴収条例第66条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、懲役又は罰金を科されることがあります。

〈実地調査ご協力のお願い〉

地方税法第353条及び第408条に基づき、償却資産の実地調査を行う場合があります。固定資産台帳や減価償却資産明細書の写し等の資料をご準備していただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、実地調査等に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得時期に応じて遡及することになります（地方税法第17条の5第5項）。

Ⅱ 償却資産とは

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます。

ただし、無形減価償却資産（ソフトウェアなど）や自動車税・軽自動車税の対象となるものは除かれます。

2 申告の対象となる資産

令和9年1月1日現在、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産です。

次に掲げる資産も含みます。

（1）福利厚生の用に供するもの

（2）建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、令和9年1月1日現在において事業の用に供することができるもの

（3）遊休又は未稼働の償却資産であっても、令和9年1月1日現在において事業の用に供することができるもの

（4）改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱う）

（5）家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの

（6）耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの

（7）租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

（例：「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を適用した資産）

3 申告の対象とならない資産

次の資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

（1）自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

（2）無形減価償却資産（例：営業権、特許権、ソフトウェア等）

（3）繰延資産

（4）平成10年4月1日以降に取得した償却資産で次に該当するもの

・取得価額が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時損金算入又は必要経費として処理しているもの）

（5）平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

4 （参考）少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記（1）～（3）に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

（1）取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

（2）取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

（3）地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記（4）～（5）に記載する資産（（3）に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

（4）租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

（5）少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

<table>
<tr><th>取得価額
償却方法</th><th>10万円未満</th><th>10万円以上
20万円未満</th><th>20万円以上
40万円未満</th><th>40万円以上</th></tr>
<tr><td>一時損金算入※1</td><td>申告対象外</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3年一括償却※2</td><td colspan="2">申告対象外</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>リース資産※3
（ファイナンス・リース）</td><td colspan="2">申告対象外</td><td colspan="2">申告対象
※申告いただく方はP.1の1を参照</td></tr>
<tr><td>中小企業特例※4</td><td colspan="3">申告対象</td><td></td></tr>
<tr><td>個別減価償却</td><td colspan="4">申告対象</td></tr>
</table>

※1 法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産

※4 令和8年4月以降に取得した資産については、取得価額基準「40万円未満」を適用
令和8年3月31日以前に取得した資産については、従前の取得価額基準「30万円未満」を適用

5 償却資産の種類と具体例

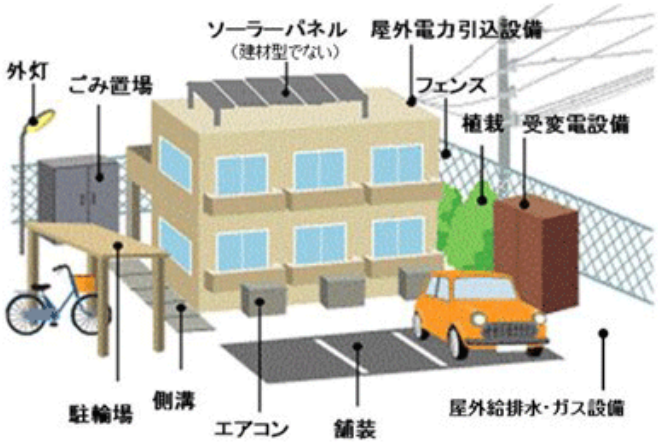
資産の種類		主な償却資産の内容
1 構築物	構築物	駐車場設備、舗装路面、外構工事（門扉、塀、フェンス、緑化施設等）、看板（広告塔等）等
	建物附属設備	屋外建築設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、屋外電気設備、受変電設備、中央監視設備（監視制御盤、センサー、配管、配線等）、特定の生産または業務用の設備、賃借人（テナント）施工の場合の屋内建築設備・内装・内部造作 等
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、工作機械、クレーン・コンベア等の装置、機械式駐車場（ターンテーブルを含む）、太陽光発電設備（建材型除く）、農業機械 等
3 船舶		ボート、釣船、貸船 等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船 等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号が「0」「00～09」「000～099」及び「9」「90～99」「900～999」の車両）、構内運搬車、貸車、客車 等（自動車税・軽自動車税の課税対象を除く）
6 工具・器具及び備品		パソコン、テレビ、コピー機、レジスター、金庫、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、ルームエアコン、家具（事務机・応接セット）、測定工具、金型、理容及び美容機器、貸衣装、事務用機器、音響機器、娯楽機器、自動販売機 等

※所得税または法人税の確定申告書で「建物一式」で申告している場合でも、償却資産に該当するものは一品ずつ記載してください。

・事業所ビルをお持ちの方



・賃貸住宅をお持ちの方



※図は償却資産の例です。

○アパートや駐車場等の主な償却資産【財務省令の標準的な耐用年数】

償却資産	耐用年数	償却資産	耐用年数
受変電設備	15年	屋外給排水設備	15年
アスファルト舗装	10年	自転車置き場（金属）	10年
コンクリート舗装	15年	ゴミ置場（コンクリートブロック）	15年
太陽光発電設備	17年	緑化施設	20年
金属造フェンス	10年	外灯	10年
コンクリートブロック塀	15年	看板・門・アーチ（金属）	20年
ルームエアコン（備付け）	6年	看板・門・アーチ（その他）	10年
側溝	15年	集合郵便受け・宅配ボックス	10年

6 業種別の主な償却資産

①全業種共通

パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、自動販売機、
（袖）看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、簡易間仕切り、駐車場整備、
ブラインド、サーバー、LAN設備、タイムレコーダー、事務椅子、事務机、受変電設備、
金庫、内装工事（テナントの場合）

②業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産
不動産賃貸業 （共同住宅の所有者の方）	屋外給排水設備、屋外ガス設備、屋外受変電設備、受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、宅配ボックス、駐輪場、カーポート、駐車場等の舗装及び機械設備、設置型ごみ置場、看板、パソコン、ルームエアコン、太陽光発電システム（屋根と一体でないもの） 等
料理飲食業	レジスター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍庫、冷蔵庫、内装工事（テナントの場合）、給水機、食器乾燥機、駐車場整備、看板、パソコン、自動販売機、カラオケ機器 等
小売業	内装工事（テナントの場合）、陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、看板、レジスター、簡易間仕切、POSシステム、防犯カメラ、日除け、駐車場等の舗装及び機械装置 等
理容・美容業	内装工事（テナントの場合）、理容・美容椅子、シャンプーユニット、タオル蒸し器、看板、洗面器機、消毒殺菌機器、サインポール、理容・美容機器、レジスター、駐車場等の舗装及び機械設備 等
病院・歯科医院	内装工事（テナントの場合）、医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、ガス（麻酔等）設備、レジスター、オンライン資格確認システム、駐車場等の舗装及び機械設備 等
農業	井戸、野菜冷蔵庫、乾燥機、野菜洗い機、種蒔き機、堆肥散布機、田植え機、稲刈り機、脱穀機、ビニールハウス、トラクター（大型特殊） 等
駐車場業	受変電設備、駐車場等の舗装及び機械設備、駐車料金自動計算装置 等
製造業	内装工事（テナントの場合）、冷蔵庫、冷凍庫、オーブン、スライサー、製品製造機器・器具類、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備 等
印刷業	各種印刷機及び製版機、断裁機 等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く）、大型特殊自動車、発電機、コンクリートカッター 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置 等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク、コンクリート舗装工事、看板、レジスター、事務機器、動力配線 等
旅館・ホテル・喫茶・バー・カラオケ店	ステレオ、カラオケセット、洗濯設備、ボイラー、ガスレンジ、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送・照明設備、レジスター 等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、パチンコ台取り付け台、ゲーム機、両替機、玉貸機、還元機、防犯カメラ、外灯、POSシステム、ネオンサイン、駐車場等の舗装及び機械装置 等
スポーツ施設	フェンス、ネット設備、照明設備、フィットネス機器、サウナ室、プール、ポンプ、ろ過装置、ロッカー、シャワー室 等

7 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

例えば、取り外しが可能で独立した機器としての性格が強いものや、特定の生産や業務に使用されるものは、償却資産として取り扱われます。

設備等の種類	設備等の内容		家屋と建築設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	中央監視設備	監視制御盤、センサー、配管、配線等		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電灯・照明設備	屋外設備		◎		◎
		屋内設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管 ・ 配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管 ・ 配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管 ・ 配線等	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	衛生器具設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店・寮・病院・社員食堂等の設備		◎		◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、機械式駐車設備、看板、駐輪設備、メールボックス、簡易間仕切、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化設備等）		◎		◎

※上の表は、主な設備等の例示です。

※賃貸ビル等で事業を営んでいる賃借人（テナント）が取り付けた建物附属設備は、賃借人を所有者とみなし、固定資産税を課税します。（地方税法第 343 条第 10 項及び国立市市税賦課徴収条例第46条第7項）

Ⅲ 償却資産の評価と課税について

1 償却資産の評価方法

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数※をもとに評価します。評価額は、一品ごとに下記の算式により求められます。

※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1，2，5及び6が適用されますが、例外として、次の耐用年数も適用されます。

（1）中古見積耐用年数：同省令第3条の規定により見積もった耐用年数

（2）短縮耐用年数：法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

前年度に取得した資産	前年前に取得した資産 （取得から2年目以降）
評価額＝取得価額×（1－減価率（a）/2）	評価額＝前年度評価額×（1－減価率（a））

【計算例】令和8年度　（単位：円）

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額	合計
ルームエアコン	R7.11	500,000	6年	0.319	500,000×（1－**0.319×1/2**） ＝420,000	1,591,200
看板	R7.2	1,600,000	3年	0.536	1,600,000×（1－0.536×1/2） ＝1,171,200	

令和9年度　（単位：円）

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額	合計
外構	R8.9	2,700,000	15年	0.142	2,700,000×（1－0.142×1/2） ＝2,508,300	3,337,756
ルームエアコン	R7.11	500,000	6年	0.319	420,000×（1－0.319） ＝286,020	
看板	R7.2	1,600,000	3年	0.536	1,171,200×（1－0.536） ＝543,436	

※太字の部分の数値処理は、小数点以下第4位を四捨五入しています。

【減価残存率表】

耐用年数	減価率（a）	減価残存率	
		前年中取得（1-a/2）	前年前取得（1-a）
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886

耐用年数	減価率（a）	減価残存率	
		前年中取得（1-a/2）	前年前取得（1-a）
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924
30	0.074	0.963	0.926
35	0.064	0.968	0.936
40	0.056	0.972	0.944
45	0.050	0.975	0.950
50	0.045	0.977	0.955
55	0.041	0.979	0.959
60	0.038	0.981	0.962
65	0.035	0.982	0.965

（注）算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

（P.10 計算例より）

（単位：円）

年度	課税標準額※1	税額計算方法	税額※2
令和8年度	1,591,000	1,591,000×1.4%=22,274	22,200
令和9年度	3,337,000	3,337,000×1.4%=46,718	46,700

※1 課税標準額は、前項計算例のとおり、各評価額の合計となり、1,000円未満を切り捨てます。土地・家屋がある場合は、課税標準額の合計後に1,000円未満を切り捨てます。

※2 税額は100円未満を切り捨てます。

2 課税標準と税額

区分	説明
課税標準	賦課期日（1月1日）現在の償却資産の価格（＝評価額。課税標準特例を除く。）で償却資産台帳に登録されたものです。耐用年数の経過により減少していきます。
税率	課税標準額の 100 分の 1.4（1.4%） （地方税法第350条及び国立市市税賦課徴収条例第54条）
免税点	課税標準額（各資産の合計額）が180万円未満の場合には課税されません。 ※課税標準額が180万円未満となるかどうかは、旧定率法で計算した結果により判定しますので、資産の多少にかかわらず申告してください。 ※令和9年度より、免税点が180万円（令和8年度までは150万円）に引き上げられました。
納税通知書	5月上旬頃に郵送します。
納期	通常、年4回の納期**（国立市では5月、7月、12月、翌年の2月）**に分けて納めていただきます。 申告期限までに申告がない場合は、納期回数が変わることがあります。 具体的な納期限は、固定資産税納税通知書でお知らせします。

3 課税台帳の閲覧及び審査の申し出

申告に基づいて償却資産の価格等が決定されますと、償却資産課税台帳に登録されます。この価格等は、国立市課税課において、所有者、納税管理人及び代理人等へ閲覧に供しています。閲覧は価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能になります。

なお、この価格等に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過するまでに、文書をもって国立市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

※償却資産は縦覧の対象外となります。

4 非課税及び課税標準の特例について

(1)非課税となる資産

公共的、公益的な性格を有する設備等で、地方税法第 348 条の規定により、非課税となるものがあります。非課税の適用を受けるには別途申請が必要です。

(2)課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3及び本法附則第15条等に規定する一定の償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減となります。

また、公共の危害防止のために設置された公害防止施設、再生可能エネルギー発電設備及び浸水防止用設備等については、課税標準の特例割合を条例化(わがまち特例)しています。詳しくは市ホームページ(P.14 参照)をご覧ください。適用を受けるためには別途申請が必要になります。

5 国税との主な比較

項目	固定資産税(償却資産) の取扱い	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却資産の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として、「固定資産税評価基準」(注1)に定める減価率によります。 減価残存率表(P.11)を参照。	旧定率法・旧定額法の選択制度 (建物については旧定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳	×(注2)	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×(注2)	○
増加償却	○(注3)	○
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
中小企業等の少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	× (申告が必要です)	○
改良費	区分評価 (資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価 ※一部合算評価も可

(注1)「固定資産評価基準」とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

(注2)圧縮記帳・特別償却・割増償却は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、圧縮前の取得価額を記入してください。

(注3)増加償却の適用を行っている資産を所有されている場合は、税務署長への「増加償却の届出書」の写しを申告書に添付してください。

6 償却資産に関する法令等

●固定資産評価・固定資産評価基準：地方税法第388条第1項

第3章 償却資産 第1節 償却資産
七 取得価額が明らかでない償却資産の取得価額
　取得価額が明らかでない償却資産の取得価額は、当該償却資産の再取得価額による。再取得価額が明らかでない場合は、「資産再評価の基準の特例に関する省令」第2条又は第3条の規定により求めた推定取得価額によります。

●固定資産とは：同法第341条第1号

●償却資産とは：同法第341条第4号

●償却資産の納税義務者：同法第343条第1項、第3項

　ただし、所有権留保付割賦販売は同法第342条第3により共有物となりますが、この場合、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」第3章10により、買主（賃借人）に課税となります。

●固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権：同法第353条

●所得税又は法人税に関する書類の閲覧等：同法第354条の2

●固定資産（償却資産）の申告：同法第383条

●更正、決定等の期間制限：同法第17条の5第5項

●固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪：同法第385条

●固定資産に係る不申告に関する過料：同法第386条

●固定資産の評価に関する事務に従事する市職員の任務(公平な評価)：同法第403条第2項

●固定資産の実地調査：同法第408条

●国立市ホームページ：https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/

〈市 HP〉　　〈市償却資産 HP〉

Ⅳ 償却資産申告 Q&A

Q1	毎年、税務署へは確定申告をしていますが、市への償却資産の申告をする必要はありますか？
A1	申告が必要です。確定申告における減価償却費の内容の一部が償却資産となります。自己申告制度となりますので、税務署への申告とは別に、国立市へ償却資産の申告をする必要があります。

Q2	市内で不動産を所有し賃貸業を営んでいて、固定資産税（土地・家屋）は毎年納めていますが、償却資産の申告も必要でしょうか？
A2	償却資産の申告は必要です。土地や家屋の課税対象とは別に償却資産の申告対象となる資産は存在します。P.8「業種別の主な償却資産」及びP.9「家屋と償却資産の区分」を参考に対象項目をご申告ください。

Q3	確定申告の減価償却費は、建物として一括で経費計上しているのですが、償却資産はどのように提出すればいいですか？
A3	家屋としての課税は建物本体のみなので、家屋と一体になっていない壁掛けエアコンや屋外の設備、外構等は、建物総額の中から抜き出して申告していただきます。

Q4	敷地の中には、共同住宅（アパート）しかなく、外構や屋外設備はほとんどないと思うのですが、申告する必要はありますか？
A4	申告が必要です。上下水道における本管からの引き込み工事や屋外ガス工事、屋外電気設備工事、太陽光発電システム（屋根材一体型を除く）、建物周囲の舗装、植栽、駐車場整備、自転車置場、エアコン工事等、その多少にかかわらず申告していただく必要があります。

Q5	テナントとして店舗を借りて事業をしている場合、どのようなものが申告対象になりますか？
A5	ご契約後に、付加された内装造作工事や水廻り増設工事などは償却資産対象となります。お持ちの備品等の資産とともにご申告ください。

Q6	昨年から資産の増減がない場合、今年の申告は必要ですか？
A6	資産の増減がない場合でも、毎年1月1日現在、所有している償却資産について申告が必要です。

Q7	事業用と個人用の両方に使用している資産は申告する必要がありますか？
A7	申告が必要です。償却資産は、事業の用に供することができる資産が課税の対象とされていますが、個人事業主が事業用と非事業用の両方に使用している資産については、事業割合に関係なく、取得価額のまま申告していただく必要があります。

Q8	耐用年数を経過した古い資産でも申告する必要はありますか？
A8	申告が必要です。減価償却済みでも除却又は売却等をせずに事業の用に供されている資産は申告の対象となります。

Q9	市内で農業を営んでいるのですが、農機具や農耕用の車両は課税対象でしょうか？
A9	事業で使用されているものは基本的に課税対象になります。ただし、農耕用のトラクターやテーラー付耕運機等で、ナンバープレートの付いているものは、自動車税又は軽自動車税の課税対象となりますので申告の必要はありません。

日付・年度を記入してください。

受付印

令和　年　月　日

令和９年度

国立市長　殿

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

第二十六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十四条関係）

【申告区分】について、令和9年度の申告の場合は、「当初申告」を「✓」してください。過去の申告を修正する場合は、「修正申告」を「✓」してください。

【帳票識別コード】について、記入は不要です。

【処理方式】について、記入は不要です。

帳票識別コード	
申告区分	☑当初申告・□修正申告
処理方式	□一般申告・□電算申告
申告書等送付番号	01234567

所有者 1	フリガナ	トウキョウトクニタチシフジミダイ2－47－1	
	住所（納税通知書送付先）	186-0003 東京都国立市富士見台2－47－1	
	電話番号	042－576－2111	
所有者 2	フリガナ	トウキョウトクニタチシフジミダイ2－47－1	
	公簿上の住所又は所在地	東京都国立市富士見台2－47－1	
所有者 3	フリガナ	クニタチ　タロウ	
	氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	国立　太郎	
	屋号	○○クリーニング	
所有者 4	公簿上の生年月日又は設立年月日	昭和○○年△△月××日	
5	個人番号又は法人番号	123456789012	
6	事業種目		
	資本金又は出資金の額	500万円	
7	事業開始年月	平	
8	この申告に応答する者の係及び氏名	国	
	電話番号		
9	税理士等の氏名		
	電話番号		

10	短縮耐用年数の承認	□有・☑無
11	増加償却の届け出	□有・☑無
12	非課税該当資産	□有・☑無
13	課税標準の特例	□有・☑無
14	特別償却又は圧縮記帳	□有・☑無
15	税務会計上の償却方法	☑定率法・□定額法
16	青色申告	☑有・□無

1・2・3・4
住所、氏名(フリガナ)等を記入してください。既に記入されている方で、変更や訂正がある場合は、その上部に記入してください。また、屋号があれば記入してください。

6・7
事業種目を具体的に記入してください。また、国立市で事業を開始された年月を記入してください。

8　この申告についてお問い合わせする場合がありますので、対応いただける方を記入してください。

9　申告書の作成にあたって税理士等が関与した場合に記入してください。

10・11・12・13・14
該当する方を「✓」してください。ただし、有を「✓」した方は別途申請が必要となります。

15　税務会計上、採用している償却方法を「✓」してください。

16　法人税法、所得税法の規定による青色申告について該当する方を「✓」してください。

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）
1	構築物	2,990,000	1,650,000	3,250,000	4,590,000
2	機械及び装置				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具	150,000	150,000		
6	工具・器具及び備品	3,000,000	630,000	1,110,000	3,480,000
7	合計	6,140,000	2,430,000	4,360,000	8,070,000

（イ）
明細書（申告用資料）の取得価額の合計を記入してください。

（ロ）
償却資産明細書の該当資産又は種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計を記入してください。

（ハ）
種類別明細書（増加資産）の取得価額の合計を記入してください。

（ニ）
令和9年1月1日現在の全資産の取得価額となります。

資産の種類		※　評価額（ホ）	※　決定価格（ヘ）	※　課税標準額（ト）	※　数量
1	構築物				
2	機械及び装置				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具・器具及び備品				
7	合計				

※ 記載の必要はありません。
ただし、電算処理方式による申告の場合は必ず記入してください。

17　市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 富士見台2－47－1　□自己所有家屋　☑借家

② 　□自己所有家屋

17　国立市内にある資産の所在地を記入してください。また、事業用家屋の所有について該当する方を「✓」してください。

18　借用資産（リース）の有無について、該当する方を「✓」してください。有を「✓」した方は貸主の名称を記入してください。

18　借／貸　☑　○○株式会社

19　□資産に増減なし

19　資産に増減がない場合は、19の□に「✓」してください。

20　□該当資産なし

20　該当資産がない場合は、20の□に「✓」してください。

21　□転出・廃業・解散・その他（　年　月　日）

21　転出・廃業・解散等をされた際は、該当するものを丸で囲み、その事由が起きた日付をご記入ください。

22　備考（添付書類等）

22　特例対象となる資産がある場合は、備考に特例の適用条項と名称（省略可）をご記入ください。

減少資産がある場合は、該当資産を二重線で消し、全部又は一部の区分及び減少事由を赤でご記入ください。

償却資産明細書

（令和9年度申告者用資料）

国立市

整理番号	01234567
住所（所在地）	国立市富士見台2－47－1
氏名（名称）	国立　太郎

番号	種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	耐用年数	取得価額 百万 千 円	評価額	課税標準額	特例
01	1	~~00019~~	~~店舗内装費~~	~~1~~	~~H~~	~~20~~	~~5~~	~~15~~	~~1 650 000~~	全部、滅失、改装のため		
02	1	00027	駐車場舗装路面	1	H	20	5	15	980 000			
03	1	00035	電気設備	1	H	23	5	15	360 000			
04			種類別計						2 990 000			
05												
06	5	~~00043~~	~~運搬車~~	~~1~~	~~H~~	~~22~~	~~8~~	~~15~~	~~150 000~~	全部、滅失、処分		
07			種類別計						150 000			
08												
09	6	00051	ドライ機	1	H	20	5	13	1 100 000			
10	6	00060	ズボンプレス機	1	H	20	5	13	200 000			
11	6	00078	折りたたみ機	1	H	20	5	13	120 000			
12	6	~~00086~~	~~スチームボックス~~	~~1~~	~~H~~	~~20~~	~~5~~	~~6~~	~~580 000~~	全部、滅失、リースへ変更		
13	6	00094	レジスター	1	H	24	7	5	200 000			
14	6	00108	脱水機	~~10~~ 9	H	25	3	13	~~500 000~~ 450 000	一部、滅失、処分		
15	6	00116	日よけテント	2	H	25	3	5	300 000			
			種類別計						3 000 000			
			合計						6 140 000			

17

償却資産申告書右上の所有者整理番号（申告書等送付番号）を記入してください。初めて申告する方は、記入の必要はありません。

年度を記入してください。

所有者氏名を記入してください。

整理番号：0 1 2 3 4 5 6 7

令和 9 年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名：国立 太郎　　1 枚のうち 1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得年月 年	取得年月 月	取得価額 十億	百万	千	円	耐用年数	減価残存率	価額	減免コード	非課税	課税標準額	増加事由
01	1		店舗内装工事		1	5	0 8	0 4		3	250	000	1 5					①.2 3.4
02	6		乾燥機		1	5	0 8	0 5			750	000	1 3					①.2 3.4
03	6		包装機		1	5	0 8	0 6			360	000	1 3					①.2 3.4
04														0.				1.2 3.4
05														0.				1.2 3.4
06														0.				1.2 3.4
07														0.				1.2 3.4
08														0.				1.2 3.4
09														0.				1.2 3.4
10														0.				1.2 3.4
11														0.				1.2 3.4
12														0.				1.2 3.4
13														0.				1.2 3.4
14														0.				1.2 3.4
15														0.				1.2 3.4
合計				3					4	360	000							

※（増加事由については、1. 新品取得　2. 中古取得　3. 移動による受入　4. その他　のうち、いずれかの数字を〇で囲んでください。）

記入の必要はありません。

記入の必要はありません。
ただし、企業電算処理方式による申告の場合は必ず記入してください。

資産の種類
1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具器具及び備品

資産の種類に属する「1～6」の数値を記入してください。

年号は「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」となります。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により、該当する年数を記入してください。
なお、それ以外の耐用年数を使用する場合は、別途申請を必要としますので係までご連絡ください。

増加事由について
1. 新品取得
2. 中古取得
3. 移動による受入
4. その他
のうち、いずれかの数字を「まる（〇）」で囲んでください。

この合計額が申告書の取得価額（ハ）の合計額と一致します。

第二十六号様式別表一（提出用／控用）

《ご提出の前に・・・》

- □ 控えのご返送を希望される場合、宛先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封しましたか。
- □ 会社名や住所に変更はありませんか。
- □ 申告に応対する方の名前、連絡先、税理士名等は記入していますか。
- □ 種類別明細書に記載している資産は令和9年1月1日時点で国立市内に存在していますか。
- □ 種類別明細書の用紙について、次の事項に記入漏れはありませんか。
 ①資産の種類 ②資産の名称等 ③数量 ④取得年月 ⑤取得価額 ⑥耐用年数
 ⑦増加事由
- □ ◆申告書の「前年中に減少したもの（ロ）」「前年中に取得したもの（ハ）」の各小計と、種類別明細書の小計は一致していますか。
 ◆（イ）―（ロ）＋（ハ）の合計が「計（ニ）」と一致していますか。
- □ 土地・家屋（家屋本体や家屋と一体で家屋の効用を高める設備で、固定資産税上、家屋として評価されているもの）は申告に含まれていませんか。
- □ 無形減価償却資産（電話加入権、ソフトウェア、営業権等）、自動車税・軽自動車税の対象となる自動車等は申告に含まれていませんか。

提出期限　令和9年２月１日（月）

提出期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、令和9年1月20日ごろまでにご提出くださいますようお願い申し上げます。

【申告書の提出先・お問い合わせ】

国立市役所　政策経営部　課税課　固定資産税係

〒186−8501
東京都国立市富士見台二丁目47番地の1（1階14番窓口）
TEL：042−576−2111（内線：101）
市 HP：https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/